

都市農業振興策の確立を求める意見書

都市農業は消費者に新鮮で安全な農作物を供給するとともに、緑地としての環境保全、市民との交流を通じたコミュニティの形成、災害時の緊急避難場所など多面的な機能を担ってきた。

こうした中、平成11年に制定された食料・農業・農村基本法では、都市農業の振興が国の責務であることが明記され、また、昨年3月の同法に基づく食料・農業・農村基本計画の見直しに際しては、都市農業の振興への一定の配慮が示されたところである。

しかしながら、都市計画法や生産緑地法、相続税納税猶予制度など都市農業関連の現行法制や税制については、宅地化が優先される面があることも否定できず、農業と農地を後世に残すための国の取組は、なお不十分であると言わざるを得ない。

さらに、川崎市においても都市化の進展に伴い、農業従事者の高齢化、後継者難などにより農家と農地の減少が進んでおり、持続可能な都市農業を実現する本格的な対策が急務である。

よって国におかれては、都市農業者が安心して農業を営むことができるよう、次の事項について積極的に取り組まれるよう強く要望するものである。

- 1 都市計画法、生産緑地法、相続税納税猶予制度などの都市農業関連の法制・税制などを見直し、新法制定も視野に入れた都市農業政策を確立すること。特に、都市農業関連税制の見直しに際しては、市街化区域内に農地を持つ農家が希望を持って持続的に農業を営むことのできる仕組みに再構築すること。
- 2 農業構造改革の一環として集落営農・法人化が推進されているところであり、相対的に地価の高い都市部及びその周辺においても、農地を貸し付ける場合に相続税納税猶予制度の適用を認めるなど農地の集積化を促し、農業法人の設立が円滑に行えるよう制度を整備すること。
- 3 認定農業者制度を都市農業にも調和するよう改善するとともに、中高年サラリーマン等の就農を促進するなど新たな担い手制度を創設すること。
- 4 学校給食と農家の提携など都市部における地産地消を拡充するとともに、農業体験農園・市民農園などの市民参加型農業や、学童農園などを通じた食育を推進すること。
- 5 関係府省による都市農業政策の横断的な検討機関を設置し、平成18年度中に成案を得ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月20日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣